

平成26年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成26年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成26年3月3日（月） 午前9時00分 開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第1号	中川村美しい村づくり条例の制定について
日程第5	議案第2号	中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第3号	中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第4号	中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第5号	中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第6号	中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第7号	中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第8号	中川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第10号	中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第9号	中川村社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第11号	葛島山村広場及びかつらの丘公園の指定管理者の指定について
日程第15	議案第12号	村道路線の変更について
日程第16	議案第13号	上伊那広域連合規約の変更について
日程第17	議案第14号	平成25年度中川村一般会計補正予算（第6号）
日程第18	議案第15号	平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第16号	平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第17号	平成25年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第18号	平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第19号	平成25年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第20号	平成26年度中川村一般会計予算
日程第24	議案第21号	平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第25	議案第22号	平成26年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第26	議案第23号	平成26年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第24号	平成26年度中川村公共下水道事業特別会計予算

日程第 28 議案第 25 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
日程第 29 議案第 26 号 平成 26 年度中川村水道事業会計予算

出席議員（9 名）

1 番	中 塚 礼次郎
2 番	高 橋 昭 夫
3 番	小 池 厚
4 番	山 崎 啓 造
6 番	大 原 孝 芳
7 番	湯 澤 賢 一
8 番	柳 生 仁
9 番	竹 沢 久美子
10 番	松 村 隆 一

説明のために参加した者

村長	曾 我 逸 郎	副村長	河 崎 誠
教育長	下 平 達 朗	総務課長	宮 下 健 彦
会計管理者	宮 澤 学	住民税務課長	米 山 恒 由
保健福祉課長	玉 垣 章 司	振興課長	福 島 喜 弘
建設水道課長	米 山 正 克	教育次長	座光寺 悟 司
代表監査委員	鈴 木 信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中 平 千賀夫
書 記	松 村 順 子

平成26年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成26年3月3日 午前9時00分 開会

- 事務局長 　　ご起立ください。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議　　長 　　おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は9人であります。
5番 村田豊議員より欠席届が提出され、許可をしてあります。
定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年3月中川村議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村　　長 　　平成26年3月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
この冬は雪が少ないと思っていたところ、2週続けて記録的な降雪となり、鉄道の運休や車の立往生など、各地で大きな影響がありました。
中川村でもビニールハウスの倒壊を初め被害がありましたが、除雪に関しましては、村内の建設業者さんが、機械もオペレーターも不足している中、よく頑張ってください、近隣の中では比較的早く通行可能な状態にさせていただきました。枝道につきましても、それぞれの地区で除雪に取り組んでいただき、おかげさまで日常生活への影響は最小限で済んだと思います。まことにありがたく、この場を借りてご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げます次第です。
来年度予算につきましては、改めて当初予算の提案説明を申し上げますので、この場では本年度予算の補正について2点だけ申し上げますと、除雪費用に今後の余裕も含めて合計1,000万円を計上いたしました。また、東小学校、西小学校の老朽化したトイレの改修に9,029万円ほどを計上しておりますが、これは国の補正予算による国公立学校施設の耐震化、老朽化対策等の推進事業を活用するものであります。
また、多くの村民が不安を感じているリニア新幹線の工事については、JR東海は依然として中川村を関係市町村として位置づけておらず、トンネル掘削土を運搬する膨大な数のダンプカーの運行が住民の生活環境に及ぼす影響について説明の場を設けることさえ計画されておられません。JR東海、長野県に対して、トンネル等

の工事が行われる関係市町村と連帯して住民の生活環境を守るよう今後もしっかりと物申してまいりますので、議員各位の皆さん方もご支援をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします議案は、中川村美しい村づくり条例の新設条例が1件、中川村印鑑の登録及び証明に関する条例など条例の一部を改正する条例が9件、葛山村広場等の指定管理者の指定、村道路線の変更、上伊那広域連合規約の変更、平成25年度中川村一般会計補正予算（第6号）など補正予算が6件、平成26年度中川村一般会計予算など来年度予算が7件、合計26件であります。

ご審議いただかねばならない案件が多く、特に来年度予算につきましては細かな数字も見ていただかねばなりません、いずれも重要な案件であり、何とぞ慎重なご審議をお願ひ申し上げまして、定例議会開会のあいさつといたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

日程第1 議事録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、9番 竹沢久美子議員及び1番 中塚礼次郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し協議しております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

3月定例会の会期については、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日3月3日から20日までの18日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号の新設条例については上程、提案理由の説明をお願いします。

議案第2号から議案第10号までの一部改正条例及び議案第11号から議案第13号の一般案件並びに議案第14号から議案第19号までの各会計補正予算につきましては、それぞれ上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までお願いします。

続いて、議案第20号から議案第26号までの平成26年度の各会計予算につきましては、上程、提案理由の説明及び質疑を行います。

なお、平成26年度の各会計予算の内容に関する質疑につきましては、本日の質疑の中でお願いします。

また、議案第20号から議案第26号までの平成26年度の各会計予算につきましては、質疑の後、議会先例により委員会附託といたします。

6日を委員会日程としますので、陳情の附託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

4日、5日、7日及び10日は議案調査とします。

11日及び12日は、午前9時から本会議をお願ひし、一般質問を行います。

質問者の人数の割り振り等につきましては、4日の通告締め切りを待って決定し、

当日の日程でお知らせします。

なお、議会全員協議会については10日の午後1時からと12日の一般質問終了後及び最終日の閉会後に行う予定です。

新年度予算を審議する委員会日程については、13日、14日、17日、18日としますので、附託案件の委員会審査をお願いします。

19日は議案調査とします。

最終日の20日は、午後2時から本会議をお願いし、議案第1号の質疑、討論、採決を行い、次に、平成26年度の各会計予算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

引き続き陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上、今定例会の会期及び日程ですが、今議会は最高規範としての基本条例が制定された初の本会議であります。実りある定例会でありますよう、また、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から20日までの18日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書、生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書、TPP交渉に関する意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に附託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村美しい村条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第1号につきまして説明をさせていただきます。

提案理由について申し上げたいと思います。

自然と人々の営みよりつくられた中川村の美しい景観が村民共有の財産であると同時に特有の地域資源であることを認識し、中川村らしい景観を形成することに関して中川村村民及び事業者等の責務を明らかにし、景観形成のためのさまざまな施策を総合的に進め、村民一体になって中川村の景観を守り、育て、さらに生かして魅力ある村づくりを進める根拠となる条例を制定するために本案を提出するものでございます。

条例につきましては、全体の構成が4章19条で構成されております。

良好な景観形成及び環境の保全の取り組み、村の実施する施策に協力する旨の責務を第1条から第4条までで述べております。

第2章は、建築物等の新築、改築、屋外広告物の表示などの行為の届け出を規定し、これらの届け出について、必要に応じて助言または指導ができること、管理が適正に行われていない場合には景観審議会に諮り勧告を行うことができるといたしました。

さらに、村の良好な景観の形成に重要な役割を果たす建造物等につきましては、住民の意見を聞き、その上で景観審議会の意見を聞いた上で、景観保全資産または保全区域として指定することができることなど、景観形成のために行う施策を第5条から第12条で述べております。

第3章では、景観審議会の任務と組織の構成を規定をいたしました。

第4章では、条例の施行に関して必要な具体的な事項について規則で定めることを規定をしております。

以上が中川村美しい村づくり条例の骨子でございますが、条例の内容等につきましては、後日、改めて説明をさせていただき、ご議論をいただきますようお願いし、条例の提案とさせていただきます。

○議長 説明を終わりました。

なお、本件につきましては、後ほど時間をとり細部についての説明を受け、最終日に質疑、討論、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件につきましては、住基カード発行方法の変更に基づくものでありますので、この際、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第5 議案第2号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の2議案を一括議題といたします。

- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 住民税務課長 それでは、議案第2号 中川村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。
- 提案理由といたしまして、上伊那広域連合で使用しております住民基本台帳ネットワークのオペレーションシステムの変更が進められております。住民基本台帳カード発行機器についても更新が予定されています。中川村で使用している住民基本台帳カード発行機器については、新しいオペレーションシステムに対応しておらず、4月以降は住基カードの発行ができなくなります。このため、従来のように住民基本台帳カードを即日が発効することができなくなります。印鑑の登録を受けている旨を証する書面、印鑑登録証として住民基本台帳カード以外での印鑑登録証の交付を可能にするため本案を提出するものです。
- 続きまして、議案第3号 中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案をいたします。
- 提案理由といたしまして、証明書自動交付機による証明書交付サービスにつきまして、交付機の使用が25年度末をもって終了となります。それに伴い、住民基本台帳カードを利用して受けることができるサービスについての変更を行う必要があるため本案を提出するものです。
- 附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございますが、議案第2号、それから議案第3号ともに、お配りいたしました新旧対照表の中で交付の日というふうに施行期日を記してありますが、平成26年4月1日と訂正をお願いいたします。
- 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 長 説明を終わりました。
- これより質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 初めに議案第2号の採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第7 議案第4号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第4号につきまして説明をさせていただきます。

提案理由は、平成18年度に実施をいたしました給与構造改革による給与水準の引き下げに伴う経過措置を廃止するため本案を提出するものでございます。

中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、附則第7項にあるわけでありますが、ここでは、給料の切りかえにより減額支給となる職員については、切りかえ前の給料との差額を給料として支給をする、いわゆる減給補償を行うことを規定をしております。今回の一部改正は、この減給補償を平成26年4月1日以後は取りやめを行うため、第10項の次に11項でその旨を規定するものでございます。

この条例の施行日につきましては、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議について、よろしく願いをいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番 (竹沢久美子) この法制度の改正による影響というか、該当職員数とか金額が、もし試算されているようだったらお聞きしたいと思います。

○総務課長 ただいまのご質問でございますが、現在のところ、この減給補償の対象になる職員が既にもいませんので、この項につきましては廃止をいたしたいと、こういうこと
でございます。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手元には、議案書、新旧対照表、それから横長の説明表を配りしてあります。参考にごらんいただければと思います。

今回の改正は、地方税法等の改正によるものでございまして、それに伴い規則等が改正され、公布されましたので、本案を提出するものです。

今回の改正点といたしましては、年金所得者について、納税の便宜を図るとともに、村の納税業務の効率化を図るため、個人の住民税における公的年金からの特別徴収制度を見直すというものでございます。

1つ目としまして、現在の制度では、他の市町村に転出した場合には、特別徴収から普通徴収へ切りかえておりますが、特別徴収を継続できるというものです。

次に、年間の特別徴収税額を平準化させるため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1とするものでございます。

続きまして、平成28年1月1日以降、金融所得課税について損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税所得が所得税及び地方税ともに直されることから、次のような整備を行うものでございます。

1つ目としましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたという規定の整備でございます。

続きまして、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う整備となります。

そして、施行日でございますが、1番目のほうで説明いたしましたものが平成28年の10月1日、2番目のほうで説明いたしましたものにつきましては29年の1月1日の施行でございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○住民税務課長

横長の資料のほうで施行日のほうが、ちょっと誤記載をしてしまいました。横長の資料の2枚目の一番下のところですが、28年の10月1日というふうに記載してございますが、すみません、29年の1月1日でございます。申しわけありません。

- 訂正をお願いいたします。
- 議 長 暫時休憩とします。
[午前9時32分 休憩]
[午前9時33分 再開]
- 議 長 会議を再開します。
- 住民税務課長 施行期日でございますが、附則のほうに記載してあります第1条の1号が平成28年10月1日、第2号のほうにつきましては29年の1月1日というのが正しい日でございます。そちらのほうにご訂正をお願いいたします。そちらのほうにありますように、各号に掲げてあるものについては、それぞれの各号に定める日から施行するという部分で、第1項の改正規定、それから第2項の改正規定については28年の10月1日、それから、第2号のほうといたしまして平成29年の1月1日ということでございます。
- 議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
を議題といたします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 住民税務課長 議案第6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。
今回の改正は、地方自治法の改正、それに伴う施行規則の公布等に伴い本案を提出するものです。
主なものにつきましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う整備、株式等に係る譲渡所得の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税、上場株式等に係る譲渡所得等の分離

課税との区分されたことに伴う整備、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の改正により条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う整備、それから、東日本大震災に係る関係の被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する譲渡所得等の課税の特例についての改正でございます。

そのほかに削除する項目がございますが、これは国のほうの指導の中で削除するのが望ましいということで削除のほうを盛っております。

施行期日につきましては平成 29 年の 1 月 1 日でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

すみません。提案説明の中で地方自治法というふうに説明をいたしました、地方税法が正しい法律でございます。よろしくお願いたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第 10 議案第 7 号、日程第 11 議案第 8 号及び日程第 12 議案第 10 号の 3 件につきましては、消費税法の改正に伴うものでありますので、この際、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、

日程第 10 議案第 7 号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 8 号 中川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 10 号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について

以上の 3 議案を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長
○議長
○建設水道課長

朗読

提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第7号について説明いたします。

例規集の該当ページは第2巻の1130ページからになります。

提案理由ですが、消費税等の税率につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等によりまして平成26年4月1日から8%に引き上げられることになっております。そのため、公共下水道条例、第19条の使用料にかかる消費税等の額の規定について改めるものであります。

なお、単価については改定いたしません。

それでは、改正本文になりますが、当条例の一部を次のように改正する。

第19条中「1.05」を「1.08」に改める。

また、消費税法等改正の施行日は4月1日ではありますが、下水道使用料の料金算定期間は施行日をまたぐため、3月までの使用料が含まれる検針分については現行の税率5%とし、実質的に4月以降に使用した量が検針され、使用料を徴収することになる7月分から改正税率8%を適用することといたします。そのことを規定するため、次の132ページの附則の施行期日の次に経過措置を設けるものであります。

施行期日、この条例は平成26年4月1日から施行する。

経過措置、改正後の中川村公共下水道条例の規定は平成26年7月1日以後に徴収する使用料について適用し、平成26年6月30日までに徴収する使用料については、なお従前の例によるというものでございます。

続きまして、議案第8号について説明いたします。

例規集の該当ページは第2巻の1470ページになります。

提案理由は、議案第7号と同様、消費税等の税率の引き上げに伴うものであります。

農業集落排水処理施設条例、第8条の使用料にかかる消費税等の額に引き上げについて改めるものであります。

なお、単価については改定いたしません。

改正本文。

同条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

また、公共下水道条例同様、実質的に7月分から改正税率8%を適用することを規定するため、附則の施行期日の次に経過措置を設けるものであります。

施行期日は4月1日から、経過措置は平成26年6月30日までに徴収する使用料については、なお従前の例によるということでございます。

続いて議案第10号について説明いたします。

例規集の該当ページは第2巻の2516ページになります。

提案理由は、議案第7号、第8号と同様、消費税等の税率の引き上げに伴うもの

であります。

村営水道条例、第 24 条の料金及び第 28 条の加入金にかかる消費税等の額の規定について改めるものであります。

なお、単価については改定いたしません。

改正に当たりまして、現行の税率を記載せずに消費税等の額を料金月額等に加えて表示する方法から、税率を記載し、料金月額等に乗ずる方法に改めます。これは、公共下水道条例及び農業集落排水処理施設条例の記載方法と同様にするためのものであります。

改正本文。

同条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「別表第 1 のとおり」を「別表第 1 に定めるところにより算出した合計額に 1.08 を乗じて得た金額」に改める。

第 28 条第 1 項「加入金」の次に「の額に 1.08 を乗じて得た金額」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

また、7 月分から改正税率 8 % を適用することを規定するため、附則の施行期日の次に経過措置を設けるものであります。

施行期日は 4 月 1 日から、経過措置については 26 年 6 月 30 日までに徴収する使用料については、なお、従前の例による。

以上 3 議案、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第 7 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 8 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 10 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 中川村社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定
について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○教育次長 議案第9号 中川村社会教育委員条例の一部改正について説明させていただきます。

例規集は2巻の2281ページです。

提案理由につきましては、社会教育法が、いわゆる地方分権第3次一括法により改正され、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとなったため本案を提出するものでございます。

条例で、委嘱の基準を定める場合において、改正後の社会教育法では委嘱の基準について文部科学省例で定める基準を参酌することとされました。昨年9月10日には文部科学省令第25号が出され、参酌する基準として学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者とされました。これを受け、中川村社会教育委員条例の改正の内容は、現条例の第1条の次に委嘱の基準として文部科学省令で示された参酌する基準を加えるものでございます。

施行期日は平成26年4月1日でございます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○7番 (湯澤 賢一) 私は社会教育委員会に参加させていただいておりますので、そこで聞けばいいというふうに言われるかもしれませんが、きょう、ここで採決になってしまうので、確認の意味で質問させていただきますが、この社会教育委員条例っていうのは、確か4つの条例くらいの条例だったと思いますが、この中に、委員、今、説明ありました委員の委嘱する、その条件と申しますか、資格と申しますか、それは全然書かれていなかったんですが、今回、学校教育、特に学校教育、社会教育、家庭教育っていうふうな形で、それぞれに分けて、例えば、これ、5人だと思えますけれども、するという、この辺は、例えば学校教育だとどういう方を想定されているのか、社会教育ならどういう方を想定されているのか——想定というのか、例えばPTAの役員だとか、そういうふうなことなのか、あるいは公民館関係の中から1人とか、どういうふうな形で、この社会教育委員というのを委嘱するようなことになるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

○教育次長 湯澤議員さんからご質問がありました。

現状につきまして2月の教育委員会定例会でも話題にもなりましたが、現在の委嘱の基準につきましては社会教育法で定められておりまして、ことしの4月1日からは条例の中で定めるようにということですが、現状と委嘱の基準につきましては全く変更ないわけでありまして、教育委員会の定例会の中では、学校教育の関係者につきましては委嘱をしていない状況についても議論をされましたけれども、中川村におきましては、人口が少ないということで、すべての分野にわたって1名ずつ委嘱ができればよろしいわけですが、現状につきましては学識経験のある者を中心に委嘱をさせていただいているということでありまして、条例の中では、学校教育、社会教育、家庭教育の向上に資する活動、それから学識経験ということで、4分野にわたるわけですが、4分野から1名ということではなくて、総合的に考えて委嘱をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一) 今、説明がありました。これ、恐らく今までどおりというふうなことなのかなとは思いますが、この改正の理由ってというのは、やっぱり社会教育委員会の中で学校教育のこともわかっている人がいたほうが連携がうまくとれるとか、あるいは、そういう意味も含まれているのかなあという、あるいは、家庭教育の関係の方も、やっぱり、この社会教育委員会の中に入って生涯学習のほうも頑張るというふうな、そういうふうな法改正なのかなあと思いながら読んでいたんですが、必ずしも中川村では、そういうことではないということで、解釈でよろしいでしょうか。

○教育次長 提案理由の冒頭、申し上げましたが、地方分権一括法の中で委嘱する基準が、これまでは社会教育法の中で定められておりましたが、ことしの4月からは条例でということで、今までの委嘱の基準と何ら変わらないということですので、お願いしたいと思います。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 葛島山村広場及びかつらの丘公園の指定管理者の指定
について

を議題といたします。

- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長 それでは議案第 11 号につきまして説明をさせていただきます。
- 提案理由は、葛島山村広場及びかつらの丘公園の指定管理者を指定するため本案を提出するものでございます。
- 普通地方公共団体につきましては、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない旨、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項で規定をされておりますので、村が管理をする公の施設を指定管理者に指定の期間を定めて指定するものを提案するものでございます。
- 葛島山村広場は農業基幹施設条例に規定をされております施設であります。有限会社トラストに管理を指定をし、その期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間とするものでございます。
- また、かつらの丘公園につきましては、都市公園条例のこれも規定をされている公園施設でございますが、同じく有限会社トラストに管理指定をし、その期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間といたしますという内容でございます。
- よろしく願いをいたします。
- 議 長 説明を終わりました。
- これより質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。
- 日程第 15 議案第 12 号 村道路線の変更について
- を議題といたします。
- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 建設水道課長 議案第 12 号 村道路線の変更について説明をいたします。
- 提案理由ですが、村道路線を変更するため道路法第 10 条第 3 項の規定により本案

を提出するものであります。

今回、変更する路線は、別紙のとおり5路線であります。いずれも道路改良により幅員等を変更するものであります。

位置等につきましては、変更区間を表示した資料1、2、3とつけてございますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

長 全員賛成です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 上伊那広域連合規約の変更について
を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第13号につきまして説明をさせていただきます。

提案理由は、上伊那広域連合の処理する事務の名称変更等に伴いまして規約の所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。

地方自治法第291条の11で、広域連合の広域計画を作成し、規約を設けて広域連合を組織する場合、組織する地方公共団体数を増減し、処理事務を変更する場合等々につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を必要とすることを定めております。

上伊那広域連合規約で定めております事務が、関係する法律の名称が変わったために事務の名称を変更する必要が生じました。このため、上伊那広域連合規約第4条第10号の審査事務名称を「障害支援区分認定審査会」に改め、同条第15号中の審査事務名称を「養護老人ホーム入所判定委員会」に改めます。同じく第5条第9号中、第13号中の審査、判定事務名称もあわせて改めるものでございます。

広域連合の処理する事務及び組織に関する地方自治体の負担割合につきましては、別表に一覧表示をしているところでありますが、条文中の事務名称のように、これ

も改めるものでございます。新旧対照表をごらんいただきますと、改める箇所、名称が記載されております。

施行日は平成 26 年 4 月 1 日とするものでございます。
議決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。再開を午前 10 時 30 分とします。
[午前 10 時 07 分 休憩]
[午前 10 時 30 分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りいたします。
日程第 17 議案第 14 号から日程第 22 議案第 19 号までの補正予算 6 件につきましては、会計間の繰り入れ、繰り出し等もありますので、この際、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。よって、
日程第 17 議案第 14 号 平成 25 年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 18 議案第 15 号 平成 25 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
日程第 19 議案第 16 号 平成 25 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第
3 号）
日程第 20 議案第 17 号 平成 25 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
日程第 21 議案第 18 号 平成 25 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
日程第 22 議案第 19 号 平成 25 年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）

○副 村 長

以上の6議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

それでは、私のほうから議案第14号 中川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

第1条で予算の総額に7,330万円を追加し、予算の総額を35億5,530万円とするものであります。

繰越明許費は第2表 繰越明許費により、地方債の補正は第3表 地方債補正によるものであります。

今回の補正の主なものは、平成25年度実績見込みに伴う調整と国の補正予算に伴う事業分や除雪費用の追加などでございます。

5ページをごらんください。

第2表 繰越明許費であります。総務費、総務管理費、上伊那広域連合負担金、子ども子育て支援の新制度のシステム対応改修分66万5,000円につきましては、国の制度設計の詳細が未定であるための繰り越しでございます。

以下、林道舗装の3事業につきましては、凍結、降雪により年度内の完成が困難であること、また、村道大草桑原線道路防災工事につきましては、県道西伊那線土砂崩落により迂回路の確保ができないことによるため、教育費の東西小学校トイレ老朽化対策改修工事は、国の補正予算の内示が2月であり、年度内の完了が困難であるために、それぞれ繰り越しを行いたいとするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正は、追加と変更で、追加は獣肉加工施設改修事業、かつらの丘が過疎対策事業債の対象となること、義務教育施設トイレ改修事業、東西小学校で、学校教育施設等整備事業債を借り入れるものでございます。

学校教育施設等整備事業債は、国の補助残で100%の充当で、交付税の参入率は50%になります。

変更につきましては、事業の進捗と許可額に合わせまして調整を行いたいとするものであります。

地域医療確保対策事業、昭和伊南総合病院運営負担金、過疎対策事業債のソフト分、以下15の事業で限度額の変更を行うもので、15の事業で補正前3億7,500万円を3億4,230万円に3,270万円減額し、追加と変更の合計では3,130万円の増額となります。

9ページをお願いいたします。

平成25年度事業の実施状況に合わせた調整でありますので、主なものについて説明いたします。

歳入の村税であります。村民税550万2,000円の補正であります。個人は退職所得などによる所得割額が見込みより多く420万2,000円、法人は法人均等割の増加で130万円の増、固定資産税は償却資産分の減少により130万円の減額、軽自動車は軽乗用車の台数増により35万円の増となっております。

10 ページをお願いいたします。

6 款 地方消費税交付金は、交付額の決定により 84 万 7,000 円の減額であります。

11 ページです。

12 款 地方交付税は、国の補正予算で交付税総額が増加されたことにより 145 万 5,000 円の増額であります。総額では 17 億 3,623 万 3,000 円となります。

12 ページ。

14 款 分担金及び負担金は 343 万 7,000 円の増で、農林水産業費の分担金であります。県営事業の事業費の増額によりまして南向、片桐地区の事業分担金も増額となります。

13 ページ。

15 款 使用料及び手数料は、使用料で 495 万 1,000 円の増額であります。

衛生使用料は片桐墓地 2 区画分の使用料であります。

土木の使用料は平成 24 年度に空き住宅があったことから、利用状況に合わせて平成 25 年度予算を組みましたが、ほとんどが使用されている状況で、収入見込みに合わせて増額をしたいとするもので、471 万 1,000 円を計上しました。

14 ページをお願いします。

16 款 国庫支出金の民生費にかかわる部分につきましては、対象人数、また過年度の精算など実績見込みに伴うものでございます。

教育費国庫補助金は 2,857 万 5,000 円の増額で、平成 25 年度国の補正予算で好循環実現のための経済対策として復興・防災・安全対策の加速が打ち出され、学校施設の老朽化対策の推進として東西小学校のトイレ改修を行う補助金でございます。補助率は補助基準額の 3 分の 1 となっております。

15 ページ。

17 款 県支出金の民生費関係分は国庫支出金と同様の理由により対象人数等々の増減により増額でございます。そのほかは実績見込みによる減額となっております。

16 ページをお願いいたします。

18 款 財産収入、全体では実績見込みによる増額でございますが、この中で財産貸付収入の説明欄の葛島村有地につきましては旧 8 部の消防詰所の貸付料でございます。片桐村有地は小和田の村有地の借り手がなくなったためによる減額でございます。

17 ページ。

19 款の寄附金でございます。ふるさと応援寄附金 123 万 7,000 円の増額でございます。説明欄にございますとおり、それぞれの事業でご寄附をいただきました。東京の方が 4 人、神戸、豊中市の方が 1 人ずつの計 6 人からご寄附をいただき、それぞれの方のご意向に沿って使わせていただきたいと思います。

18 ページであります。

22 款 諸収入は実績見込みと収支の調整を図るものでございます。

19 ページの 23 款 村債は、6 ページの地方債の補正でござんいただいたとおりでございますが、一番下の教育費につきましてでございますが、義務教育施設トイレ改修事業、学校教育施設整備債は、東西小学校 2 校で総事業費 9,028 万 8,000 円となります。このうち補助基準額は 8,572 万 6,000 円の 3 分の 1 が国庫補助金となりまして、その額が 2,857 万 5,000 円となります。残りの 5,715 万 1,000 円のうち 5,700 万円の起債を起こすもので、後年度、50%が交付税に算入をされるものでございます。

20 ページであります。

歳出でございますが、事業実績見込みによる更正減でございますとか電気・燃料費の単価アップなどによるもの、また、老朽化や破損など通常の修繕などの調整は説明を省略させていただき、特徴的なものを説明させていただきたいと思っております。

21 ページ。

2 款 総務費の中では、一般管理費 3 万 6,000 円でございますが、賞状等筆耕謝礼で、表彰対象者の増によるものでございます。

一番下の 2202 事業 庁舎管理費は 79 万 8,000 円の増額であります。このうち 14 の使用料及び賃借料につきましては、大雪に伴います庁舎及び周辺駐車場等の除雪重機等の借り上げ代 40 万円となっております。

22 ページをお願いいたします。

22 ページ中ほど、2257 事業 村づくり事業でございます。6 万円の補正ですが、獣肉加工施設の整備工事ということで、立松の処理分の不足分を計上したいとするものでございます。

バス運行事業は 254 万 3,000 円の減額でございますが、このうち負担金、補助及び交付金で 278 万 9,000 円の減でございます。これは、事業主体は中川村地域公共交通会議でございまして、事業主体に対しまして国庫補助金が、満額、交付決定になったため、村からの交付金を除くための減額でございます。

飛んで 26 ページをお願いしたいと思います。

26 ページ。

民生費の 4201 老人福祉事業 63 万円の増額でございます。高齢者にやさしい住宅改良促進事業で、当初、2 件分を見込んでおりましたが、実績として 3 件となる見込みから 1 件分の事業費上限 70 万円の 90%の補助金の追加でございます。

27 ページ。

4601 事業、保育所費で 224 万 7,000 円でございます。

賃金につきましては保育士の賃金で、介護・産前休暇の取得がありまして、代替賃金が不足するために増額をしたいとするものであります。

15 工事請負費、18 備品購入費については、それぞれ記載してございますが、ふるさと応援寄附金を活用させていただき、遊具や暖房機等を整備したいとするものでございます。

29 ページの 4803 衛生費の保健事業のうち需用費で 13 万 8,000 円、第 2 次食育

推進計画の策定ができましたので、これを印刷に付するための計上でございます。100冊を予定しております。各ご家庭には広報でシリーズ化してお知らせをしていく予定としております。

4809 母子保健事業でございます。母子健康手帳交付者が前年に比べまして10人ほど増えておりまして、平成25年10月末で48人となっております。健診が増えていることによる増額でございます。

4801 予防事業でございます。全体では減額ですが、このうち需用費の新型インフルエンザ対策の消毒液ほかでございます。新型インフルエンザ行動計画を策定しまして、必要な医療材料を備蓄するための増額でございます。

30 ページをお願いいたします。

4851 環境衛生費53万3,000円の減額でございますが、補助金は増額で、生活用水水源施設設置補助金ということで、水道の未設置区域での井戸のポンプ、配管の整備等を行う方がいらっしゃいますので、これに対する3分の2の補助を行いたいとするものであります。

4852 のごみ処理事業でございますが、この113万6,000円の減額ですが、このうち需用費につきましては、小型家電の回収を実施することに伴いますごみ処理ガイドの改定版の印刷代でございます。

31 ページ。

農林水産業費の5103 農業者戸別所得補償事業につきましては190万9,000円の減額でございます。大きなものは19の負担金、補助及び交付金で農地の集約協礼金、青年就農給付金でございます。本年度、該当者がいないことから減額をするものであります。

32 ページをお願いいたします。

林業費のうち5657 林道管理事業30万円でございます。これにつきましては除雪重機の借り上げ料でございます。

また、33ページの6401 道路維持管理費につきましては880万円の増額であります。大雪対応の除雪重機等借り上げ料でございます。

一番下の6651 住宅管理費につきましては157万7,000円の増額であります。

アルプスハイツ南側の水路の改修工事の修繕、それから、34ページの工事請負費の中では中組ハイツの修繕工事、中組ハイツにつきましては、教員住宅からの引き継ぎで退去者が出ますので、1戸分について内部が老朽化しており、壁、床等の全面修繕を行いたいとするものであります。

飛び出し禁止マーク添付工事は、サンライズ中田島の敷地内に設置をするものであります。

牧ヶ原住宅下水宅内配管がえ工事につきましては、中学校グラウンドの東側でございます28～30号の1棟で、盛り立てて造成をした敷地で、経年劣化で下水管がずれており、修繕をしたいとするものであります。

次に37ページをごらんください。

小学校費であります。東小学校管理費で 4,493 万 9,000 円、西小学校管理費で 4,554 万 3,000 円であります。トイレの改修工事につきましてであります。東小学校は昭和 58 年の建設、西小学校は昭和 57 年の建設で、30 年以上が経過し、老朽化していたこと、また、各家庭を含めまして、生活スタイルの変化で洋式便所しか使えない児童が出始めておりましたが、学校全体で 1 カ所しか洋式便所がないことから改善の要望が出されておりました。平成 25 年度の国の補正予算の学校施設の老朽化対策の推進の要望を行ったところ、採択される運びとなったことから補正を行いたいとするものであります。東西小学校とも、教室棟など 4 カ所ずつの全面改修を行いたいとするものでございます。それぞれの経費については記載をしてあるとおりでございます。

38 ページ。

7251 の公民館事業であります。12 万 5,000 円でございますが、これはふるさと応援寄附金を活用させていただき備品を購入したいとするものであります。

39 ページ。

中川文化センター管理事業でございます。125 万 6,000 円のうち使用料及び賃借料で周辺施設の除雪重機等借り上げ料 50 万円でございます。冒頭、村長が申し上げましたが、今回の除雪に対する予算計上は総額で 1,000 万円を見込んだところでございます。

41 ページの予備費で収支の調整をさせていただきたいというところでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○保健福祉課長

続きまして保健福祉課に關係する特別会計補正予算について説明をいたします。

初めに議案第 15 号 平成 25 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いをいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 618 万 8,000 円を追加し、総額を 5 億 1,571 万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、5 ページをお願いします。

国庫負担金 518 万 9,000 円の増は、一般被保険者療養給付費、後期高齢者医療費支援金等の増額によるものです。

6 ページの 6 款 療養給費交付金 551 万 9,000 円の減は、退職被保険者分療養給付費、それから高額療養費等の減額によるものです。

7 ページの 8 款 県負担金 13 万 4,000 円の減は、高額医療費共同事業負担金の確定によるものです。

8 ページの 10 款 共同事業交付金で 665 万 2,000 円の増は、年間実績による交付金の確定によるものです。

9 ページからの歳出ですが、1 款の総務費で一般管理費 5 万 5,000 円の減は、上伊那広域連合負担金の減額によるものです。

10 ページの 2 款の保険給付費で 1 項の療養諸費 500 万円の増及び 2 項の高額療養

費 200 万円の増は、一般被保険者の療養給付費が増額となるものです。

飛びまして 14 ページ、7 款 共同事業拠出金の 247 万 3,000 円の減は、高額医療費共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定によるものであります。

15 ページの 8 款 保健事業費 10 万円の増は、人間ドック補助申請者の増によるものであります。

16 ページの予備費で収支を合わせてあります。

続きまして議案第 16 号 平成 25 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いをいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 146 万 1,000 円を減額し、総額を 5 億 8,120 万 3,000 円とするものであります。

歳入の主な内容であります。5 ページの 5 款 支払基金交付金 8 万 1,000 円の減並びに 6 ページの 6 款 県支出金 6 万 5,000 円の減は、ともに地域支援事業費の減額によるものであります。

7 ページの 10 款 繰入金 131 万 5,000 円の減は、総務費の減額に伴い一般会計からの介護認定事務費分、介護給付費分の繰り入れが減額となります。

8 ページからの歳出ですが、1 款の総務費の一般管理費 17 万 7,000 円の減は、介護予防ケアマネジメント業務委託料等の減額によるものです。

同じく介護認定事業費では 101 万 8,000 円の減となりますが、認定事務の臨時職員賃金が見込みより少なくなったためであります。

9 ページの 2 款 保険給付費では、過年度国庫負担金の償還を節間で変更をするものであります。

10 ページの 5 款 地域支援事業では、介護予防事業費と包括的支援事業、2 事業費を合わせまして 40 万 7,000 円の減となりますけれども、介護予防事業及び 2 事業関係の賃金、委託料等を減額するものであります。

11 ページの予備費で収支を合わせました。

以上、よろしく願いいたします。

○建設水道課長

議案第 17 号 平成 25 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）号について提案説明させていただきます。

今回の補正は、第 1 条 歳入歳出それぞれ 80 万円を追加し、総額を 2 億 1,772 万 3,000 円とするものであります。

歳入につきましては、1 ページにありますように、使用料 80 万円を追加いたします。

歳出につきましては、6 ページ、最後のページをごらんください。

7810 公共下水道維持管理事業の需要費のうち光熱水費、電気料 30 万円、修繕料、浄化センター機器類修繕 50 万円、合計 80 万円を計上するものであります。

続きまして、平成 25 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出それぞれ 40 万円を追加し、総額を 1 億 3,374 万 9,000 円とするものであります。

歳入につきましては、1 ページにありますように使用料を 40 万円増額します。

歳出につきましては、6 ページ、ごらんください。

7910 農業集落排水維持管理事業の需要費のうちクリーンセンター機器類修繕料 40 万円を計上するものであります。

続きまして、議案第 19 号 平成 25 年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支で営業収益の増加と営業費用の過不足及び予備費の減額で調整して計上するものであります。

予算書本文、第 2 条で収益的収支、水道事業収益の営業収益及び水道事業費用のそれぞれに 10 万円を追加し、総額を 9,516 万 8,000 円とするものであります。

また、第 3 条で職員給与費を 12 万円追加し、総額を 1,423 万 9,000 円とするものであります。

6 ページ、予算の実施計画明細書をごらんください。

収益的収入では、営業収益の給水収益、水道使用料収入 10 万円を計上しました。

7 ページの収益的支出では、営業費用、9211 原水及び浄水費の修繕費を 40 万円減額し、動力費 70 万円を追加、9212 配水及び給水費の備消耗品費を 78 万円と動力費 68 万円を追加し、修繕費 100 万円を減額、9215 総係費の手当 12 万円と燃料費 2 万円を追加し、委託料 30 万円を減額します。

9241 予備費は収支の調整で 50 万円減額いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○7 番 (湯澤 賢一) 繰越明許費の小学校費の 4,514 万 4,000 円について、繰り越して、これだけ大きな工事が、この時期に補正で組まれて繰越明許になるというのが、恐らく、先ほど説明がありましたトイレの改修の必要性、あるいは、その他、要望が強かったってということもあるのかと思いますが、その件については、何らあれはないんですけども、これは国庫補助金の関係で、こういうふうな時期に、このような予算が組まれるのかということところで、もし、ありましたら、システムの、その辺のことで、国庫補助金との関連のことを、また、質問いたします。

○教育次長 補正予算書 5 ページの繰越明許費の金額のことでありますが、今回、東小、西小学校のトイレの改修につきましては、国の経済対策で、学校施設の老朽化に伴う事業につきましては、積極的に予算化をするようにという通知が参りまして、今回、補正で計上したところであります。なぜ、ここで手を挙げたかということになりますけれども、補助金につきましては、補助基準額の 3 分の 1 は、これまでもありましたし、26 年度以降もありますけれども、補助残、いわゆる工事費の 3 分の 2 の部分につきましては、義務教育施設整備事業債というのがありますけれども、通常、

交付税措置が全くございません。今回、補正で予算を組んだ場合には、後年度、元利金の償還について50%の交付税措置が得られるということでありまして、全体の工事費から考えますと、通常は3分の1補助で3分の2が村負担ということでありまして、今回、補正で挙げた場合には、全体の事業費の3分の1は補助金、それから、3分の2は村債を充てるわけですが、そのうち、村債のうちの半分は交付税措置がされるということでありまして、全体事業費で考えますと、3分の1が国庫補助金、それから、3分の2が村債ですけれども交付税措置があるということで、実質、中川村負担は3分の1で済むということでありまして、有利ということで、今回、補正で計上させていただいたところでありまして。

なお、工事実施につきましては、全額、繰り越しをしてもかまわないということで通知が参っておりますので、期間も短いですので、26年度4月以降に設計等についてすべて着手をする予定であります。

以上です。

○議 長
○8 番

ほかに質疑はありませんか。

(柳生 仁) 今回、大変大雪でもって補正を盛ってもらって対応していただいたわけで、ありがとうございます。そんな中で、村長のお話のように、中川村では、近隣の市町村に比べまして、いち早い対応でもって住民の足の確保がされたということで、大変よかったと思っております。この対策でございますけれども、建設工事なんかやっている場合に迂回路があるわけでありまして、そういった場合、当初の約束では、そういうときには業者さんが雪をかくようにというようなことを言っておりますけれども、今回のような特殊な事情の場合は、業者任せでなくて、村としても、その面倒を見てくれてあげているかどうかという確認であります。迂回路の除雪を、業者任せじゃなくて、村のほうでもって除雪費用を出してあげているかどうかという確認であります。

もう1点は、各集落が、中川村におきましては、1日半くらいの孤立はありましたけれども、大方、孤立がなくて除雪ができたかなあと思っておりますけれども、これは、各集落の皆さん方が、本当に一体となって除雪できた経過だと思っておりますが、これに対して、集落に除雪費用の補てんが若干できるかどうか、その2点をお願いします。

○建設水道課長

2点のご質問をいただきましたが、まず1点目の迂回道路等の除雪について村のほうで指導等したかということでございますが、今回の除雪につきましては、警報が出た段階で、除雪の指示については建設水道課で一本化するという方向にいたしまして、すべて建設系のほうで指示をいたしました。それで、大変な量でございましたので、まず、優先順位として、主要村道、それからバス路線を重点に除雪をするということで、それぞれの業者に指示をいたしました。それから、支線、あるいは、今、言った工事用の迂回道路についても、主要道路が終わり次第、そっちに入るようにという指示もしております。ということでありまして、時間的には遅くなったかと思っておりますけれども、最終的には、そういったところまで除雪をした

ということでございます。

それから、2点目の各地区の除雪対応でございますが、先ほど言ったような主要道路等の除雪で精いっぱいでございますので、支線につきましては各地区にご協力をいただいたということで、大変感謝をしておりますけれども、現時点では、各地区への除雪補助ということは考えておりません。毎年、雪が降る、降らないにかかわらず、道路管理についての補助ということで各地区に交付をしてございますので、そのお金の中で対応をしていただければというふうに考えております。

以上です。

- 8 番 (柳生 仁) ただいまを含めたことでありますが、迂回道路なんかにおいては、業者任せでもって、この日当というか、重機、限られた、こういったのを払わないようなことがないかどうかというの確認でございますが、ちゃんと払ってくれると思いますけども、忙しかったんで、ちょっと日報の出しおくれがあったとか、そういうことのないように手当をしてもらいたいなあと考えております。

また、集落に対して支援は、ちょっと行えないっていう話でございますが、村のほうでも、ことしに限っては、十数年来という想定外の雪だったっていうことで、こうした大きな補正がつくられるわけでありまして、集落にあっても個々の負担金が非常に大きんじゃないかと、こんなふうに思っております。もし、検討できれば、時間、まだありますので、ぜひとも検討をお願いします。

- 議 長 8番、質問ですか。

- 8 番 (柳生 仁) はい。ということで、業者さんに支払い落ちがないかどうか、迂回路なんかの除雪を「お前のところで責任を持ってやっておけよ。」ということで、これは村の管轄じゃないよっていうことがないかどうかの確認と、集落も想定外の雪でもって費用がかさんでいるんじゃないかと思っておりますので、村と同じように集落にも、そういった支援ができないかどうか、いま一度、検討をお願いしたいと思っております。

- 建設水道課長 除雪費の出し忘れがないかということでございますが、一応、この補正予算を作成するに当たりまして、除雪実績については業者から数字を挙げてもらっております。そういった中では、迂回道路の除雪について挙げていただいていると考えておりますので、出し忘れはないかなあと思っておりますし、今後、3月末までの除雪、あるいは融雪剤の散布等についても予算計上の部分で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、各地区への補助につきましては、今回の補正には計上しておりませんので、先ほども申し上げたように、補助をする予定はないということでございます。

- 議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長 これで質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

- 討論はありませんか。
- 議 長 「なし」と呼ぶ者あり
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- まず議案第 14 号の採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
- 次に議案第 15 号の採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。
- 次に議案第 16 号の採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。
- 次に議案第 17 号の採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。
- 次に議案第 18 号の採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。
- 次に議案第 19 号の採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。
- ここで暫時休憩といたします。再開を午後 1 時 10 分とします。
- 議 長 [午前 1 時 14 分 休憩]
- [午後 1 時 10 分 再開]
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
- お諮りいたします。
- 日程第 23 議案第 20 号から日程第 29 議案第 26 号までの 7 議案につきましては、平成 26 年度の予算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 議 長 異議なしと認めます。よって、

- 日程第 23 議案第 20 号 平成 26 年度中川村一般会計予算
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 26 年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 26 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 26 年度中川村水道事業会計予算

以上の 7 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、来年度予算の編成方針につきましてご説明を申し上げます。

安倍政権となって一年が過ぎ、円安と株高の傾向が続いておりますけれども、地方に暮らす我々には、なかなか、その恩恵は届いておりません。円安によって石油や一部食料品など輸入に依存する商品の価格が上昇をしております。来月から消費税がアップされ、また、TPP が締結されるようなことになれば、中川村も長期的に大きな負荷を負わされることとなります。今後、このような厳しい環境が予想される中、外部からの影響に負けない村であるために、中川村としてとるべき方向は、住民みずからが中川村の可能性を発掘して磨きをかけ、外部の人の喜んでもらえる商品、サービスに仕上げることでと考えております。小さくとも経済的に自立した腰の強い村を目指し、子や孫に引き継げるなりわいを増やしていくことが肝要であります。そのことによって、お祭りなどの地域文化や、また、共同作業を初めとする地域力も持続可能なものになっていきます。

先日、日本で最も美しい村連合の理事会があり、入会して 5 年が過ぎた中川村も、美しいかどうか再審査の対象となりました。正式には、改めて連合から発表されますが、中川村は A、B、C の B の判定で合格をいただきました。その理由として、2 点、うれしい指摘をいただきました。1 つは、たくさん加盟村がある中で、中川村は人口の減少率が大変低いという点、もう 1 つは若い人たちを中心に住民のさまざまな活動や起業がとても活発だという指摘です。

先に申し上げた中川村の可能性を生かし、子や孫に引き継げるなりわいを増やし、美しさが受け継がれる村にするということは一朝一夕にできることではありません。しかし、連合の審査委員の皆さんに見ていただいたとおり、中川村では、その兆候は既にあらわれているのです。

フランスの最も美しい村では、地域の魅力を磨いた結果、憧れる人達が増え、人口のみならず地価まで上がっているそうです。そこまでの成果は簡単ではありませんが、努力次第で結果は得られるはずですよ。

2013 年度は村長選挙のため骨格予算でのスタートとなりましたが、来年度、2014 年度は選挙公約を実現していくための重要な年となります。今、申し上げた目指すべき方向は、これまでずっと一貫した私の考えであり、当然、昨年の選挙の公約とも一致しております。来年度の当初予算のうち、この方向に沿った新たなものを幾

つか挙げますと、農業の6次産業化やジビエ肉の商品化に向けて地域おこし協力隊2名に頑張ってもらうための予算、農業を目指す若者がともに暮らし研さんする寮の設計費用、これは永続的な施設にはならないので、跡利用も考慮し、余計な投資とならないよう、計画を煮詰めて、建設費もしくは改築費は補正予算で計上をするつもりであります。農家民宿の開業支援、美しい村づくりの取り組みへの補助制度などがあります。

そのほかの公約実現のための新規予算は、福祉タクシー券の給付、高齢者住環境改善補助などがあります。

その他、公約にはなかったけれど特徴的なものを挙げますと、東西小学校・中学校体育館などの天井等耐震補強、老朽施設の補修、これは、有利な起債を利用して、法律の改正により構造部分以外にも耐震補強が必要となったため、学校、文化センター、社会体育館などの天井板耐震化等を行い、あわせて中学校のプール、体育館ステージ等、学校施設の改修を行います。消防広域化に伴う負担金等々が公約にはなかったけれども特徴的なものであります。

以上、新規事業のうち特徴的なもののみ申し上げます。

そのほかにも村道改良や消防の積載車の更新などたくさんの事業に取り組みますが、冒頭で触れた、今後、予想される厳しい経済状況を見据え、熟慮した無駄のない予算編成をしつつ、中川村らしい内発的産業の育成に加えて、福祉の充実やハード事業である施設の更新など、抜けのないバランスのとれた予算編成をいたしました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療など、給付費の伸びにより増額になっています。必要な手当てはしっかりと行い、安定した制度の運営に努めてまいります。

公共、農集の下水道関連では、維持管理中心となりますが、公債費の減少に伴い減額になっております。水道事業ともども適正な維持管理に努めてまいります。

以上、当初予算編成の基本方針を申し上げます。

予算の概要につきましては副村長より説明をいたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副 村 長

それでは、私のほうから議案第20号 平成26年度中川村一般会計予算につきましてご説明をいたします。

一般会計の予算書の1ページをごらんください。

傍聴の皆さんにはごさいませんので、後ほど説明資料で、別途、ご説明申し上げます。

第1条にごさいますように、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,200万円とするものでごさいます。前年度の当初予算と比べ5,300万円、1.8%の増額となっております。

第2条で債務負担行為は第2表により、第3条で地方債は第3表によるものとし、第4条で一時借入金の最高額は5億円と定め、第5条の歳出予算の流用では、人件

費に限り同一款内における各項の間の流用ができるように定めるものでございます。

2ページから6ページにかけまして第1表 歳入歳出予算で款・項別に金額を記載をしてございます。後ほど予算資料により特徴的なものについてご説明いたします。

7ページの第2表 債務負担行為についてであります。平成25年4月発生の凍霜害にかかわる農作物等災害経営支援利子給付の期間を平成26年度から平成30年度までとし、限度額を12万4,000円とするものでございます。

8ページの第3表 地方債であります。バス運行事業のダイヤモンドタクシーの購入以下20事業につきまして、過疎対策事業債、辺地対策事業債などで総額3億1,610万円の起債の発行を予定するものでございます。片桐保育園の大規模改修事業が完了となったことなどから、平成25年度と比べて5,460万円、14.7%の減額となっております。

それでは、予算案の概要につきまして説明いたしますので、傍聴の皆さんも予算資料1の3ページの中段、一般会計の歳入からご説明いたします。

一般会計の歳入、村税であります。4億3,947万円で、歳入全体の14.4%を占めており、前年度比57万円、ほぼ前年度並みの計上となっております。

地方交付税は16億1,500万円で、歳入全体の53.1%を占めています。

平成26年度地方財政改革の地方交付税分1%の減額に対し、過疎対策事業債償還額の増、地域の元気づくり推進費の算定加算などにより普通交付税を15億5,000万円と前年度同額とした一方、特別交付税を過去の実績などを踏まえ前年度比で1,500万円を増額し6,500万円計上いたしました。

国庫支出金は、福祉関連事業分として障害者自立支援給付費など、道路、橋梁や公園関連施設整備事業分として社会資本整備総合交付金を中心に引き続き計上いたしました。

新規計上分としては、地域公共交通の確保財源として地域公共交通確保維持改善交付金を550万円、学校体育施設の天井耐震補強関連事業財源として学校施設環境改善交付金を1,693万円、さらに臨時福祉子育て臨時給付金財源として給付事業補助金1,766万円を計上し、総額1億8,218万円、前年度比5,557万円、43.9%の増額計上となりました。

県支出金は、緊急雇用創出事業補助金の減額などがありましたが、福祉、産業や保険関連事業分を引き続き計上しました。

新規計上分としては、地域子育て支援拠点事業などの財源として次世代育成支援交付金にかわる安心子ども基金事業補助金361万円、ため池点検業務の財源として震災対策農業水利施設整備事業補助金134万円を計上し、総額1億6,888万円、前年度比482万円、2.9%の増額計上となりました。

村債は、過疎対策事業債の新規分として就農者宿泊施設建設設計業務に100万円、ダイヤモンドタクシー更新に240万円、公園施設長寿命化計画策定業務に570万円、橋梁修繕事業に860万円、過疎対策事業債と施設整備事業債を合わせた積載車更新

に計 950 万円を計上しました。さらに、緊急防災減災事業債で上伊那消防広域化事業負担金 2,830 万円、全国防災事業債で学校体育施設の天井耐震関連事業にかかわる村負担分として 3,360 万円を新たに計上しましたが、過疎対策事業債のうち片桐保育園未満児室改修事業、坂戸公園整備事業と防犯灯 LED 化事業の完了などに伴い減額となりまして、総額 3 億 1,610 万円、前年度比 5,460 万円、14.7%の減額計上となっております。

こうした結果、歳入の性質別では、村税などの自主財源比率は 21%、地方交付税などの依存財源が 79%という歳入構造となっております。

続きまして歳出であります。

金額につきましては省略させていただきます。

1 の保健、福祉、医療の充実として、福祉医療費給付事業では引き続き手数料を除く医療費の無料化を行います。

障害者支援事業では、福祉サービス利用の多くの要望に対応できるよう自立支援給付費、自立支援更正・育成医療給付費や障害児通所支援費など、法に基づき引き続き予算計上を行いました。

老人福祉事業では、福祉タクシー券交付費や高齢者住環境改善補助金を新たに計上し、訪問理美容サービス費の対象回数を増やし拡充計上しました。

あわせて、介護慰労福祉金、緊急宿泊事業補助金などを引き続き計上しました。

消費税率の引き上げによる子育て世帯、低所得者への影響緩和措置として子育て臨時給付金事業と臨時福祉給付金事業を新たに計上いたしました。

2 として教育の振興としまして、教育事務局費では、教育相談員、小中学校中間教室指導員や心の教室相談員を配置し、情緒障害、知的障害や不登校児童・生徒などの支援、心のケアを引き続き行います。

小中学校管理費では、体育館ステージやプールなど、施設の老朽化に伴い緊急を要する改修・補修費を引き続き計上し、校内教育環境の整備を図ります。

また、体育館天井耐震補強費を新たに計上し、施設の安全性を確保します。

小中学校教育振興費では、各種教材の更新を継続して行うとともに、学力・知能検査と年 2 回に回数を増やした学校生活全般に関する Q-U 検査費などを拡充し計上しました。

学校給食センター運営事業では、安心して提供できる食材確保のための各種検査費、大型冷蔵庫や調理室捕虫用誘引器購入費を新たに計上し、より安全で効率的な運営に努めることとします。

教育・文化施設の運営整備費では、文化センター大ホール天井耐震化設計費を新規に計上し、さらに安全性を図るとともに、監視装置など老朽化している諸設備、諸備品についての修繕費を引き続き計上しました。

文化財保護事業では、丸尾のブナ保護費を新たに計上し、他の文化財と同様、適切な保護に努めます。

あわせて、戦争と中川村（仮称）の印刷製本費を新たに計上し、村の歴史にかか

わる参考文献の確保を図ります。

体育施設管理事業では、社会体育館前の舗装工事費や体育館天井耐震化設計費を新たに計上し、施設の安全性を維持します。

3、安心・安全の確保として、防災対策費では住宅耐震化事業補助金を増額し、引き続き計上するとともに、J-ALERT（ジェイアラート）関連機器更新費などを新たに計上し、有事の際の迅速な対応をさらに確保します。

常備消防費では、現行の伊南行政組合消防負担金に加え上伊那消防広域化にかかわる負担金を新たに計上しました。

非常備消防費では、老朽化した積載車の更新費を新たに計上し、より安心な地域防災に一層寄与できるよう努めます。

また、消防団員の士気向上を改めて図ることを目的とし、団員への商品券授与費を新たに計上しました。

4、生活環境の整備として、公園整備事業では、通常の実費に加え公園長寿命化計画策定費を新たに計上し、平成27年度以降の公園整備の基礎といたします。

バス運行事業では、交通手段として利用されているダイヤモンドタクシーの老朽化に伴う更新費を新たに計上しました。

5、環境の保全として、環境衛生費では、伊南行政組合と上伊那広域連合のごみ処理、し尿など各種環境衛生関連負担金を引き続き計上し、さらに環境の改善、保全に努めます。

6、生活基盤の整備として、村づくり事業では、景観の保全に努めるため、美しい村づくり事業補助金などと不統一で老朽化している公共看板の撤去費を新たに計上いたしました。

村道維持管理費では、維持工事費を増額し、舗装補修の対応を行います。

また、緊急雇用創出事業を活用した中川保全隊にかかわるなかがわ美し隊を村単事業として新たに計上し、村道の側溝の管理、村道脇の支障木の伐採や河川などの維持、保全に努めます。

また、道路や関連施設の安全性などの点検のため道路ストック点検整備を新たに計上しました。

橋梁維持管理費では、平成24年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき橋梁修繕費を新たに計上し、より安全な施設の維持に努めます。

村道改良事業では、改良路線数の減少などにより減額計上となったものの、用地補償などを含め村道5路線の改良と大草桑原線ののり面保護費を引き続き計上し、さらに交通網の利便性の向上と安全性の確保に努めます。

7、産業の振興として、農業振興事業では、就農者研修宿泊施設建設のための設計費と農家民宿開設等支援補助金を新たに計上し、さらに営農センターが行う配偶者確保対策の負担金として婚活費を新たにに加え、農業・農村地域振興に寄与します。

また、振興作物普及拡大補助金、農業後継者支援事業補助金を初めとする各種農業振興事業補助金を引き続き計上しました。

水田農業対策事業、人・農地問題解決事業では、旧来の農業者戸別所得補償の目的を兼ね、継続的に事業費計上いたしました。

鳥獣害防止対策事業では、鳥獣被害防止緊急捕獲等推進交付金を新たに計上、さらに、有害鳥獣駆除対策経費などを継続計上し、被害の減少に努めます。

農村対策整備事業では、震災対策農業水利施設整備事業ため池点検費を新たに計上しました。

また、南向・片桐地区の農村災害対策整備計画に基づき実施される県営事業負担金を増額計上いたしました。

林道舗装事業では、陣馬形・黒牛折草峠線の舗装を継続計上いたしました。

事業費全体では減額計上となりましたが、陣馬形線が平成 27 年度、黒牛折草峠線が平成 26 年度で全線舗装完了の予定となっております。

村有林管理事業では、村有林保育費を引き続き計上するとともに、村有林の境界確認作業経費と大草東山での水源林造成費用を新たに計上し、村資源の管理に努めます。

8 の地域づくりとして、村づくり事業では、平成 25 年 12 月から実施しております地域おこし協力隊 2 人分の事業費を新たに計上し、さらに引き続き地域力創造アドバイザーを招聘し、過疎対策・地域活性化施策を検討、実施につなげます。

また、特産品の発掘や流通に資するため、平成 25 年度に完成した獣肉加工施設管理費を新たに計上し、施設の有効利用を進めます。

9 の行財政運営では、8 月上旬に実施が予定されております県知事選挙費、村議会議員選挙費を新たに計上いたしました。

歳出なものは主でございます。

歳出の性質別内訳及び 7 ページにあります財政状況はごらんいただいたとおりでございます。

なお、予算資料 2 につきましては、予算の内容を前年度との比較をして抜き出したものでございます。

また、予算資料 3 は中川村第 5 次総合計画の基本目標に照らし合わせた内容を抜粋して記載したものでございます。

以上、一般会計分の説明とさせていただきます。

○保健福祉課長

それでは、私のほうから保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いをいたします。

最初に予算書を見ていただきたいと思いますが、議案第 21 号 平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

予算書のオレンジ色のところではありますが、開いていただきたいと思いますが。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,400 万円と定めるものがあります。

詳細につきましては、当初予算案の提案説明、予算資料 1 の 7 ページに沿って説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ850万円、1.8%の増となりました。歳入のうち、国保税は1億1,740万円で、歳入全体の23.8%、前期高齢者交付金は1億5,065万円で、歳入全体の30.5%を占めています。

歳出のうち、保険給付費は3億3,972万円で、歳出全体の68.8%、後期高齢者支援金、前期高齢者介護給付費納付金の合計額は9,313万円と、歳出全体の18.9%を占めております。

次に、議案第22号 平成26年度中川村介護保険事業特別会計予算についてお願いをいたします。

予算書をごらんをいただきたいと思いますが、黄緑色のところでありますが、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,270万円と定めるものであります。

詳細につきましては、予算資料1の7ページをごらんをいただきたいと思いますが、介護保険事業特別会計は、前年度に比べ6,770万円、12%の増となっております。今年度は、第5期介護保険事業計画、平成24年から平成26年までの最終年度となります。

歳入では、介護保険料についてみますと、被保険者は増えていますが、保険給付費の増加に伴い国、県、村の負担が増えることから、歳入全体に占める割合は15.4%と総体的に低下しました。

歳出のうち、保険給付費は6億1,024万円で、歳出全体の96.5%を占め、地域支援事業は昨年を若干上回る水準となっております。

続きまして、議案第23号 平成26年度中川村後期高齢者医療特別会計予算についてお願いをいたします。

予算書の水色のところでありますが、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,920万円と定めるものであります。

詳細につきましては、提案説明の7ページに沿って説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ430万円、9.6%の増となります。

この制度は、長野県後期高齢者広域連合が全県一本の保険者となって運営し、村の役割は保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合へ保険料負担金として納入することが主なものであります。

保険料は、被保険者の増により増額となっております。

歳入のうち、一般会計からの繰入金は保険基盤安定と事務費を合わせ1,424万円で、歳入全体の28.9%を占めております。

以上、よろしくをお願いをいたします。

○建設水道課長 建設水道課の所管する3つの議案、第24号、25号及び第26号について説明をいたします。

まず、議案第24号 平成26年度中川村公共下水道事業特別会計予算についてであります。

1ページ。

第1条 歳入歳出それぞれ2億200万円とするものであります。

一時借入金の最高額は4,000万円といたします。

歳入についてであります、6ページをごらんください。

負担金につきましては、現年分及び滞納分、合わせ205万円を見込んでおります。

7ページ。

使用料につきましては、消費税率の引き上げに伴う増加分を見込み5,700万4,000円といたしました。

また、手数料は、検査手数料、登録手数料、合わせ7万円を見込んでおります。

8ページの一般会計繰入金は、前年度比1,700万円の減額の1億4,200万円を計上しております。

歳出につきましては、11ページ以降でございますが、特徴的なところを説明いたします。

7801 総務費には、職員人件費等のほか公課費の消費税610万円を計上してあります。

それから、7810の維持管理事業につきましては、前年度比334万円増の3,799万円を見込んでおります。

内容的には、消費税率の引き上げ等に伴いまして全体的に維持費が増加しております。

役務費、使用料、工事費等につきましては、ほぼ前年並みの計上としております。

13ページの地方債元金につきましては、前年比1,516万7,000円減の1億1,503万9,000円、地方債利子につきましては246万円の減の3,388万8,000円となっております。

14ページ、予備費については、全体を調整し166万9,000円といたしました。

次に、議案第25号 平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計予算につきまして説明をいたします。

歳入歳出の総額は1億2,500万円とし、一時借入金の借入最高額は3,000万円といたします。

歳入ですが、6ページをごらんください。

分担金は、新規1件分を70万円見込んでおります。

7ページ。

使用料、手数料につきましては、加入戸数、水洗化率などを勘案しながら、消費税率の引き上げに伴う増加分を見込みまして、前年度比148万1,000円増の2,158万8,000円といたしました。

8ページ。

一般会計繰入金は、前年より1,000万円減の1億200万円を見込んでおります。

次に歳出であります、11ページ以降でございます。

7901 総務費には、職員人件費等のほか、公課費の消費税320万円を計上してあります。

7910 維持管理事業は、光熱水費等、消費税の引き上げに伴う増加はあるものの、修繕料の減額等で相殺をし、ほぼ前年度並みの2,705万4,000円を計上しました。

内訳としましては、公共同様に維持管理費でありますので、極端に大きな変動はございません。

それから、13ページ、公債費でございますが、元金、利子ともに減額となり、元金が前年比616万4,000円減の6,610万1,000円、利子は157万5,000円減の2,291万7,000円を見込んでおります。

14ページ、予備費につきましては、全体を調整をして136万8,000円を計上したところでございます。

最後に、議案第26号 平成26年度中川村水道事業会計予算についてでございます。

水道事業につきましては、上水道に移行して以来、地方公営企業法の規定にのっとりて予算を作成してまいりましたけれども、平成24年に地方公営企業法の会計基準が大幅に改正をされております。新たらしい会計基準は平成26年度の予算及び決算から適用とされていることから、本予算もそれに沿って作成をしたところであります。

一番最後のページ、30ページに、その注記表がございますので、ご参照をいただきたいと思っております。

それでは、1ページ、予算本文でございますが、第2条 業務の予定量としまして、給水件数1,750件、年間総配水量55万t、1日平均配水量1,580m³、そして、主な建設改良事業を配水管新設及び布設がえ工事と定めました。

第3条は当年度の損益にかかる見込みで、収益的収入の総額を1億3,240万円、収益的支出の総額を1億940万円とするものであります。これによる収入支出は2,300万円の黒字になります。これは、平成14年度に企業会計に移行して以来、収益的収入及び支出は同額、収支ゼロとしてきましたので、黒字予算は初めてのこととなります。これは、冒頭、申し上げましたように、今回、新会計基準により編成をした結果によるものであります。

2ページ。

第4条は資本取引にかかる収入及び支出の予定額で、収入130万円、支出3,600万円を見込み、収支の不足額3,470万円につきましては今年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,522万4,000円を定めるものであります。

第7条 棚卸資産購入限度額は200万円と定めます。

公営企業の予算は、収入支出の大綱を定めるものであるということで、議決項目は款、項のみとされております。ということから、説明は以上とさせていただきますけれども、3ページ以降、法令に定める予算に関する説明書としまして予算の実施計画、7ページは従来の資金計画書にかわる予定キャッシュフロー計算書、8ペー

ジから12ページまでは26年度の予定貸借対照表並びに25年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してあります。

また、参考資料としまして、20ページ以降、予算実施計画明細書も添付をしておりますので、ご参照をください。

詳細につきましては、委員会の中で、別途、説明をさせていただくつもりでございますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○6番 (大原 孝芳) 村長の説明の中で、村長の公約でもある就農者の研修宿泊施設ということで、一般予算の中に、今回は設計費が100万円計上されています。そして、今後の工事については補正で考えていきたいというようなお話がありました。こういった、例えば、これから設計ですので、どのくらいの最終的に金額に、その建設費がなるかっていうことは、まだわからないわけですが、こうした場合に、その建物に対する予算っていう、それに対する補助とか、そういうものが、国、あるいは県とかですね、そういったことに関しては何かもくろみがありましたら、今の時点でお聞かせ願いたいと思います。

○村長 この事業は、農業を志していただいて、それを勉強していただいて、勉強してもらっただけじゃなくて、その後、中川村の遊休農地を活用して、また、農家として経営的にも自立をしていただく必要があるかなというふうに考えています。ですので、卒業後の、その生活の立つような場所みたいなことについても村で考えてあげる必要があるのかなというふうに思っています。そういう意味でいうと、毎年、毎年、たくさんの人を受け入れて、それをどんどんどんどん繰り返していくというようなことはない話かなというふうに思っておりますので、一定数の限られた方々を2年間程度受け入れて、それを数回繰り返したところで、恐らくは、一旦、この事業についてはお休みになるのか、中止になるのかというふうなことになるかというふうに思っています。

先生というか、指導をしてくださる方々について、今、募集をして、人選をして、内諾とっていいですかね、そういうふうな状況になっておりますので、その先生方と——先生といいますか、村内の農家の方ですけども、煮詰めていって、その辺のところも、さらに詳しくかためた上で、建物の規模等々についても考えていくこととなります。

ただ、そういう形で、後の利用というふうなことも考えますので、余り華美な物を建てるってということもないと思いますし、それからまた、今、ときどき、いい活用できる建物みたいなもののお話もありますので、既存の建物の中でうまく利用できるものがあれば、そちらをやったほうが、かえって効率はいいというふうなこともあるかもしれませんし、ちょっと、だから、まだ、ちょっと流動的な部分もありながら、一番お金をかけずにいい効果が上がるようなやり方を考えていくというふうなことでやっていきます。来年の春には、新しい皆さん方が、その場所で暮らし

始めながら勉強を始められるような、そういう体制にしていきたいなあというふう
に考えております。

以上です。

○振興課長 全く新しい物を建てるということになれば、別事業もあるかもしれませんが、た
だいま村長の答弁にもあったとおり、既存施設の改修も視野に入れながら、将来的
な施設利用も考えた中で、新しく建てるか、あるいは既存の建物を改修して使うか、
そこの、まだ、決断ができておりません。そういった意味では、現在のところ、補
助事業のほうは、一応、計画、あるいは要望等はしておりません。補助事業等ない
場合については、過疎債等の起債ということも視野に置いて検討しております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○3 番 (小池 厚) 小池ですが。

バス運行事業でですね、ダイヤモンドタクシーの老朽化に伴う更新費 240 万円の計
上をさせておられますけれども、交通弱者に対する、その村のですね、考え方、26 年
度、新たに福祉タクシー券の給付等も考えて予算計上しておりますけれども、この
ダイヤモンドタクシーについては、老朽化に対する 1 台、更新するということでは
うか。その辺を確認したいと思います。

○総務課長 現在、使っておりますのが、ダイヤモンドタクシーは、乗り合いの乗用車、エステ
マという車種になりますが、これが老朽化しておりますので、これにかわるそれ相
応の普通車も考えてございます。1 台であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○7 番 (湯澤 賢一) 公民館事業の中に入っているですね、戦争と中川村、これが公民
館事業として印刷製本を新たに計上しておりますが、これ、公民館事業でやるわけ
なんですか。民俗資料館ではなくて公民館事業としてやる。公民館の事業の中で、
それをやられるっていうことは、全然、歴史民俗資料館とは全然別な形になるわけ
でしょうか。

それから、給食センターの人件費が、人件費がかなり減っておりますが、この理
由は何か教えていただきたいと思います。

それから、アンフォルメル鈴木崧さんの調査、研究、これについて、これ、ど
なたがやるのかっていうことをお聞きしたいと思います。

○教育次長 湯澤議員さんのほうから 3 つ質問がございました。

まず、最初に、戦争と中川村(仮称)の調査書の印刷でありますけれども、予算
書で申しますと 124 ページ、文化財保護事業として予算につきましては提案をさせ
ていただくということで、公民館事業ではございませんので、もし間違っておりま
したら訂正をお願いしたいと思います。この内容につきましては、歴史民俗資料館
の特別展ということで、今年度、25 年度、25 年の秋に歴史民俗資料館のほうでは中
川村の青年会ということで特別展を行いました。24 年度、23 年度につきましては、戦
争と中川村ということで日清・日露戦争と中川村、24 年度が太平洋戦争と中川村と

いうことで、歴史民俗資料館の2階のほうへ、これまで調査したものを展示をいたしましたけれども、その結果について、中川村の大事な文化の一環でありますので、事業行動としましては、中川村の文化財の扱いで、こちらのほうへ予算計上をさせていただいたところでございます。

それから、2点目の給食センターの人件費、正規職員分かと思っておりますけれども、そちらにつきましては、総務課のほうで予算の見積もりをしておりますので、ご説明をそちらのほうでいただくということをお願いをしたいと思います。

それから、3つ目のアンフォルメル美術館、予算書で128ページでありますけれども、委託料ということで鈴木崧資料の調査業務ということで54万1,000円予算計上をしたところでございます。

こちらにつきましては、今年度、アンフォルメル美術館開館20周年記念ということで、文化センターの2階のほうで特別展を行いましたけれども、その際にもご協力をいただきました東京在住の山崎晶子さん、この方をお願いをする予定でございます。今、文化センターのほうには鈴木崧さんにかかわる資料が段ボール箱で116箱ありまして、今年度、20周年記念ということで、その中から約20%の書類について調査をし、まとめて展示をいたしましたけれども、あと80%程度、資料がございますので、その調査を、今後、進めていくという予定でございます。

以上です。

○総務課長 これにつきましてですが、全体の人件費、このことにつきましては、先ほど副村長のほうから説明があったかと思いますが、たまたまですね、ここのところに、来年4月1日以降の職員の予想をもって予算を計上をしておりますので、たまたま、ここの部署が、新しい職員が行っているというような形になっているがためにですね、減額になっているということでありまして、職員を減らすとかいうことではございませんので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○1番 (中塚礼次郎) 総務費の中の企画総務費、委託料で、第5次総合計画後期基本計画の策定支援事業ということで450万円が盛られておりますが、具体的な内容について、もう少し詳細をお願いします。

○総務課長 この第5次総合計画の後期計画、平成27年からの5カ年の計画をつくるために、26年で後期の部分について計画化をするということでございます。これにつきましては、専門の携わったことのある職員が1人張りつけば一番いいわけですが、ふさわしい人間がおりませんもんですから、こういったことについて地域の皆さんの要望をまとめ、また、いわゆるアンケートっていうことになりましたが、これをまとめること、アンケートをとり、まとめる、それから、これは職員の中で行うわけですが、今までの計画から見ての到達点、それから欠けているところを明らかにすること、こういったことを行う中で、いわゆるコンサルとは言いませんが、こういうことにたけております専門の事業者にお手伝いをいただくという意味で、450万円をとりあえず計上してあるということでありまして、積み上げて大体こ

のぐらい、過去の例を見て上げているということでご理解いただきたいと思います。

○3 番 (小池 厚) 振興課の関係になるかと思うんですが、かつらの丘獣肉加工施設維持費として30万円計上されておりますが、新規事業として、これは獣肉の加工の施設だと思うんですね。その皮とか、そこら辺のことについては、振興課のほうで何か考えているでしょうか。

○振興課長 一応、4月1日以降、振興課のほうで獣肉加工施設の管理については担当していくと、そういう方向は出ているんですけども、まだ、現実、今の段階は、企画のほうで3月31日まで担当しておりますので、ちょっと、私どものほうでは、4月以降の構想については、まだ、具体的な形にはなっておりません。今後、地域おこし協力隊も、この4月1日から入ってまいりますので、今までの企画のほうとの引き継ぎをしながら、また、4月から生まれる地域おこし協力隊の隊員、それから、実質的に施設を管理運営していただくのが中川村の猟友会の皆さんの中から有志の方が組合をつくって運営していただけるということで、そういった皆さん、関係者、一堂に会しての打ち合わせ等を行いながら、実質、動いていくことになろうかと思っております。そういうことで、現段階では余り細かいことが言えなくて申しわけございませんけれども、順次、進めていくこととなります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○4 番 (山崎 啓造) それではですね、一般会計予算のことで、ちょっと2つ3つお願いをしたいと思います。予算書86ページの農林水産業費の6171 村単農地事業、ずく出し協働事業補助金、それから、98ページ、これ、土木費のほうですけども、道路維持費の6401の道路維持管理費、これも同じくずく出し協働事業補助金ということで300万円ずつ盛っております。それで、このずく出し協働事業っていうのは、いわゆる行政に何でもかんでもお任せじゃなくて、各地域が自分たちのできることは自分でやろうっていうことで、非常に有意義な事業であるというふうに思っています。それで、きょう、総代の皆さんお見えですけども、皆さんの協力とかご苦勞をいただく中で運用されている事業で、これは非常に有意義であるというふうに思っているところであります。それでですね、この申し込み、各地区からの申し込みが、いわゆる予算いっぱいくらい来ちゃうのか、それとも、ちょっと間に合わない部分っていうのがあったりするのかな、各地域によっては、ちょっとわからないですかね、予算をオーバーしてしまうこともあるのかなということと、例えば、そういうときには、どんな順序で、それじゃあ割り振りをするのか、例えば、村単で、何か、これ、やるのと重複していたりするときには、多分、村のほうでやりますからというような回答だと思うんですが、その辺の、どんな順序で、どんな方法で、その割り振りをするのかっていうことをちょっとお聞きしたいことと、いわゆる、何ていうのかな、この事業がずっと続いてきていますんで、これからも、もちろんいきたいと思います。その辺のところを、ちょっと、振興課と建設課、両方でお聞きできるとありがたいと思います。

それから、もう1つ、101ページの公園費の中で6602の公園管理費っていうのが

あります。そこで、先ほど説明がありましたが、公園の長寿命化計画策定っていうのに1,200万円盛られておりますけれども、この公園長寿命化計画っていうのは、初めて、何か聞き慣れない言葉なんで、ちょっとお聞きをしたいんですが、いわゆる、今ある公園で、例えば建物が老朽化しているんだとか、植栽してあるものが植えかえをしなきゃいけないんだとか、舗装が傷んでいるからやるんだとか、ちょっと、その辺のところの内容をお聞かせ願えればと思います。

○振興課長　　ずく出し協働事業ですけれども、これにつきましては、1月の土木部長会で土木部長の皆さんにお話をしておりますけれども、一応、26年度分につきましては、3月までに計画を上げてほしいと、上がってきた計画で、まず、1点、私どものほうでは、この予算の中で間に合うかどうか、そういう判定をいたして、これよりオーバーするような場合には調整等もあり得るんですけれども、振興課のほうとしましては、一応、25、26は300万円とりましたが、24年度までの何年間かは、ちょっと200万円ということで、少なくても、逆に、それより希望が多かったということで、現在、300万円にしておりまして、大体、その中で、おおむね各地区の要望についてはこたえられてきているという状況であります。

それから、ずく出しだけでなく、今、各地区で取り組んでいただいております農地・水の向上活動のほうもごございますので、それらも各集落等で有効に活用していただきまして、水路の整備、農道の整備等も行っていただいておりますので、総体では、そちらのほうも2,000万円ぐらい中川村内の地区へお金が参っておりますので、それをやりながら、また、ずく出しも300万円ではありますけれども、そういったものが各集落において有効に活用されてきているところであります。

○建設水道課長　　ずく出し事業で建設水道課の関係でございますが、今、話がありましたように、振興課の、特に工事の関係は増額傾向ということでございますが、建設系のほうは、主に村道を中心でございますけれども、ここ何年か減少傾向になっております。今年度予算も昨年度より50万円減額されました。一昨年も50万円減額しておりますので、今年度、100万円の減額をしております、実際に建設課関係のずく出しに取り組む地区は減っているというふうに言えるかと思えます。それは、先ほど話のあったように、農地・水の関係の事業が多いということで、恐らく、そちらのほうに地区の力点が置かれているのではないかなというふうに推察するところであります。

それから、公園の長寿命化計画のことでありますが、これにつきましては、今年度新たに国から示された計画でございます。それで、来年度、計画づくりということで、再来年から事業実施ということになりますけれども、事業内容につきましては、いわゆる長寿命化でございますので、今ある施設の補修、補強等が中心になります。ただ、その中には、建物、公園、これは公園施設でございますので、幾つかある都市公園の中の建物等の改修、それから、舗装等の改修もいろいろあります。具体的ところは、これから計画づくりをして、ヒヤリングを経て決定をしていくということになりますけれども、いずれにしろ今ある施設の長寿命化計画というこ

とになるかと思えます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○9 番 (竹沢久美子) 何点かお聞きしたいと思えます。

まず、予算書の44ページで電子化推進事業ということで、今度、補修業務やなんかが、また、備品購入費でも3,469万7,000円というような金額が盛られているわけですけど、具体的に説明をしていただきたい。

それから、もう1点、49ページのコミュニティー助成事業補助金というものが680万円設けられていますけど、この内容の説明をお願いしたいと思えます。

それから、消費税絡みで、自分の担当委員会ではあるんですけど、この子育て世帯だとか低所得者への影響緩和措置として子育て臨時給付金事業というものや臨時福祉給付金事業というものが計上されているわけですけど、この内容と、それから、給食費等も、資材というか、食材等の値上げがありますので、そうしたものに關してどのように考えているかという、考え方を、水道のほうは、値上げ分を、今回、消費税分だけ上げるというような形になりましたが、その点をどのように考えているかお聞きしたい。

それと、もう1つ、79ページの上伊那広域のごみ処理負担金ですけど、その中に、今、新ごみ処理施設の問題で、炉の機種などの選定などがこれから行われるわけですけど、そうした予算が盛り込まれているかお聞きしたいと思えます。

○総務課長 総務課関係、2点、ご質問いただきました。

最初に電子化推進事業のところで盛っております備品購入費3,469万7,000円、このうち新クライアントシステムの整備にかかる予算としまして3,200万円を計上しております。これは何かと申しますと、新クライアントシステムは、現在、中川村役場の中では庁内に1つ使っております。それから、小学校2校と中学校の児童・生徒用の教育、学校教育としての電子化教育で新クライアントシステムを採用しております。これらのものについては、既に5年、6年を経過しております。システムのサーバー等の保守期の期限が切れようとしております。現実に、ことしの12月で役場の新クライアントシステムにつきましては保守期限が切れるということで、更新が必要になります。学校についても同様であります。最近のこれらのシステムの、いわゆる経費を圧縮をしていく技術として、サーバーを仮想化という技術を使いまして、サーバーをですね、何ていいますか、ただ、それだけに動かすのではなくて、余ったバックアップをしたり、そういった部分で有効に使う技術が発達しております。したがって、新クライアントシステムを、これを更新をするときに、役場だけの閉鎖のシステムだと、基幹系と内部情報系、役場の内部情報系の2つのものを動かしておりますけれども、これとあわせて、学校の児童・生徒用の新クライアントのシステムとあわせる中で、いわゆる、その仮想——仮想といいますが、仮想のコンピューターを動かすと、こういうものをやっていく技術が、今、確立されておりますので、合わせて、これらのものを整備したほうが、何

か1つのところで機種が、機械が壊れてしまったというときに、バックアップを取りながら上手に運用ができるということでございます。したがって、新クライアントシステムを動かすときには、これらの役場と3校のものを一度に整備をしたほうが効率がいいと、経済比較をした上でのごさいますし、また、サーバーを一遍に数を少なくして整備ができますので、保守料のメンテナンスにつきましても維持費が少なく済むということで、単年度で500万円ほどの差が出ております。こういうことでもって新クライアントシステムを採用するというので、今度、新たに入れるというのが、この予算の大きなものでございます。

それから、もう1つ、コミュニティー助成事業についてご質問をいただきました。

これにつきましては、宝くじの収益金を使いまして地域のコミュニティーを醸成していくところに補助をしていくと、こういう事業であります。過去、各地区の集会施設等の、いわゆる会議机ですとか、そういったものについて整備をしたり、あるいは、地域の伝統文化を維持するために、それを使う、伝統、文化を保存していく上での必要なお祭りの道具などを整備するという事業でございまして、今回、申請が4地区、出ております。4地区出ている南田島、葛北、沖町、上前沢、この4つの地区のコミュニティー助成事業の補助金を計上しているものでございます。

○保健福祉課長

子育て臨時給付金等の内容ということでありますけれども、このたびの消費税の引き上げに対する措置として、低所得者並びに子育て世帯に対して臨時に給付金が出るということでありますけれども、2種類あるわけですが、1つは臨時福祉給付金というのがありまして、これにつきましては、住民税の非課税者が対象であります。その方に対しては1万円ということで、さらに加算措置として老齢基礎年金の受給者ですとか児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者などにつきましては5,000円が加算になるということであります。

それから、子育て臨時給付金につきましては、児童手当を受給されている方が主に対象になるかというふうに思いますけれども、1万円が出るということでありますけれども、ダブっては出ないということでありますので、対象者については1万円ということになるかというふうに思います。

以上です。

○教育次長

学校の給食費のことについてご質問でよろしいでしょうか。

学校の給食費につきましては、平成23年度まで小学校低学年、小学校高学年、中学校ということで3段階の学校給食費の料金体系をとっておりましたが、10年ほど給食費の改定を行っておりませんでしたので、平成24年度頭から小中段階の2段階の給食費に改定をさせていただきました。24年度、25年度と改定後2年たっているところであります。担当のほうで、今回の消費税の引き上げによりまして状況を調査をいたしましたけれども、中川村の現在の学校給食の給食費につきましては、近隣の市町村の引き上げ後の単価とほぼ同水準ということで、26年4月から消費税は上がりますけれども、今回、学校給食費につきましては改定をしないということで、給食運営委員会のほうでご決定というか、ご審議をいただいたところでござい

ます。

以上でございます。

○住民税務課長 上伊那広域ごみ処理負担金ですが、1,001万6,000円計上してあります。この中には、現在のごみ処理施設の運営費、それから、ごみ処理にかかる経費とあわせて、新ごみ処理施設として、現在、検討しております施設の分も含んでおりまして、すべてを含めて、ここに載せてあるということで、現在、議員さんがご質問されましたように、新しい炉とか、その能力とかを含めた建設の計画の負担金ということで、入っております。

○副 村 長 新ごみ処理施設にかかわる建設につきましては、現在、広域連合と地元の中で話が進められておりまして、できれば今年度中にご同意をいただきたいということでございましたが、まだ、そこに至っておらず、鋭意、交渉が行われているわけでございます。その後におきまして、取りつけの道路でありますとか用地の関係、そういった部分に入ります。それについては、現在、まだ、計上してございませんし、新しい炉の建設等についても、正式に炉の様式が決まったわけではございませんので、炉の建設については、別途、後年度において負担をすることになろうかと思っております。現在、計上してございますのは、通常の伊那中央清掃センターでお世話になっている分及び新ごみ中間処理施設の建設にかかわる準備費ということでございますので、よろしく申し上げます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○1 番 (中塚礼次郎) 予算書の24ページの使用料及び手数料の中の土木使用料、道路使用料で211万円というふうに記載しておりますが、具体的路線と、その内容的なものをお願いしたいと思います。

○建設水道課長 村道関係の道路占用物件に対する占用料でございますが、非常にたくさんございますので、どこというふうには特定はできませんけれども、それで、一括の請求が幾つか来ますので、それをトータルしての金額でございます。一番多いのは電柱です。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号までの7議案を議会会議規則第39条の規定により所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成26年度中川村一般会計予算は総務経済委員会及び厚生文教委員会に付託します。議案第21号 平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計予算、議案第22号 平成26年度中川村介護保険事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度中川村後期高齢者医療特別会計予算は厚

生文教委員会に、議案第 24 号 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計予算、議案第 25 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算、議案第 26 号 平成 26 年度中川村水道事業会計予算は総務経済委員会に付託します。

各常任委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 2 時 3 2 分 散会]